

第4回 総務文教委員会記録

- 1 日 時 令和2年8月18日(火) 午後1時30分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 6名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 八 木 清 美 | 委 員 | 天 野 京 子 |
| 副 委 員 長 | 霜 鳥 榮 之 | ” | 高 田 保 則 |
| 委 員 | 佐 藤 栄 一 | ” | 岩 崎 芳 昭 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 1名
- 議 長 関 根 正 明
- 7 説明員 8名
- | | | | |
|----------|---------|-----------|---------|
| 教 育 長 | 川 上 晃 | こども教育課長 | 松 橋 守 |
| 市民税務課長 | 大 野 敏 宏 | こども教育課長補佐 | 阿 部 光 洋 |
| 市民税務課長補佐 | 後 藤 豊 | 生涯学習課長 | 鴨 井 敏 英 |
| 収 納 係 長 | 岡 田 辰 夫 | 生涯学習課長補佐 | 宮 川 尚 史 |
- 8 事務局員 2名
- 局 長 築 田 和 志
- 主 査 道 下 啓 子

9 所管事務調査

八木 清美委員

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

○委員長（八木清美） ただいまから総務文教委員会を開会します。

所管事務調査について

○委員長（八木清美） 本日は、6月に行われた第4回定例会において閉会中の継続審査の申出をし、通告を行った調査事項について所管事務調査を行います。

所管事務調査の進め方については、初めに調査担当である私、八木から調査理由と概要を説明します。続いて、調査項目1から8の質疑を行います。調査項目1の質疑終了後、次の調査項目2に進むというようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、調査理由と概要について説明をします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策についての対応、結果及び課題を調査するものです。

調査理由については、新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延する中、さらに都心を中心に第2波が発生状況にあり、秋以降から冬にかけて第3波が想定されるなど、依然予測のつかない状況であります。そのような中、妙高市においては感染者ゼロということではありますが、お盆では帰省客やGo Toキャンペーンにより他県からの車

のナンバーが目立ちました。他県の方々と接触する回数が至るところで増加する中、市民の方々におかれては、さらに不安要素が高まっていることと思います。学習においては、学校ごとに遅れを取り戻すべく、着実に授業を進めているとし、必要に応じて夏休みを若干短縮するなどの対応策を取っていく予定としていることでした。また、各学校内においても、各施設においても、感染者ゼロを守るべく、しっかりとした対応を取られている御苦労に対して、関係機関へ対しまして心より敬意を表するものであります。今回は、まだまだ感染が続くことを想定し、市民の不安要素を少しでもなくすため、また前回の調査では理解不十分な部分に対し、継続して調査するものでございます。

以下、関連する質問に対し、御回答のほどよろしく願いいたします。

それでは、①の検温体制について質疑を行います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） まず、①番目の検温体制についてですが、今ほど委員長からも話ありましたように、妙高市では感染者が今のところゼロでありますけれども、国全体の中ではですね、第2波が発生しているような状況の中で、非常にこれから先、秋になればインフルエンザ等もまた発生ということで心配のいわゆる度合いがですね、ますます大きくなっていくのかなというふうな形の中で、今いわゆる生涯学習課が所管している施設での利用者に対する検温のチェック状況、今それはどのような状況でされているか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

生涯学習施設ですけれども、図書館については5月13日から再開、それから生涯学習施設については5月18日から再開、スポーツ関連の施設につきましては5月21日からの再開ということで、当初この再開に当たりましては、検温のほうを実施するというので徹底をさせていただきました。その後国、県、あるいは市の実施本部の中で検討する中で、国の状況、それから県の状況、それから市内、近隣の感染状況、それから利用者の意見、他市町村の状況を踏まえまして、7月の4日から検温につきましては実施を必須としないということで統一的な見解が出されたので、これののっとりまして、生涯学習課所管施設においても同様の扱いをさせていただいております。

ただし、特に子供等々ですね、自己の体調管理が適切に判断ができない、自己管理ができないというような状況が考えられますので、そういった場合につきましては、必要に応じて指定管理者等々による非接触型体温計による検温を実施しております。それから、基本的には体調の悪い方には御利用を控えていただきたいというのが当初からの市民の皆さんにお願いしていることなんですけれども、施設に来たときに不安な場合につきましては、検温を実施することもできますということで窓口のほうに貼り紙をさせていただいて、非接触型の体温計を設置しているというような状況でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今の状況については分かりました。ただ、いわゆる主要な例えば体育施設とか、社会教育施設、その中でもですね、不特定多数、市外の方も利用される施設も多々あるわけですよね。そういう中ではですね、私にすればやっぱりそのこの従事者の人もですね、感染防止面から今の接触型では完全なガードができないのかなと私は思っています。そんな中で、いわゆる温度スクリーニングカメラというような形の中でパソコンを介在した中でチェックするような形というものもですね、これから検討すべきじゃないかな。それによって、従事する人もいわゆるそういう感染防止対策からですね、確実に接触機会が削減されるわけですから、安心できます。そういうような形の検討というのは、これからすべきでないかと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 温度のスクリーニングカメラというんでしょうかね、この設置につきましては、現時点では、市内、それから近隣の感染状況を踏まえて、全庁的にカメラの設置はしないという考えでおります。ただ、市内外から多くの参集が考えられる大規模なイベント等々におきましては、その状況によって、やはり検温というものが必要になってくるんじゃないかなというふうに考えておりますので、現在実施本部のほうで用意していただいた非接触型の検温器、それから各指定管理者のほうで設置をしております非接触型の体温計がございますので、そういったものを活用しながら、必要に応じた対策を取ってまいりたいというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひですね、感染防止対策で、利用する人も、それからさらにはまたそこに従事する方もね、万全の対策講じられるようにこれからも配慮をしていただければというふうに思っています。ありがとうございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 施設を再開した後ですが、検温すると同時に名簿の提出を求められてきたと思います。各団体なりいろんな方々が名簿を出していると思うんですが、正直言って1枚ずつ書いている場合もあるし、その会の名簿丸ごと出して、参加者に丸をつけて出しているという、いろんな形があったと思うんですが、その名簿というのは非常に個人情報にもつながってくるものであるんですが、2週間とか、どのぐらいの期間だったら廃棄するか、そういった名簿の取扱いについてお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

利用者名簿の作成につきましては現在行ってはいないんですけども、当初実施しておりましたときには、委員おっしゃるとおり、利用者の皆様方からお名前を書いていただく方式、それから利用団体、団体で使う場合につきましては、団体の名簿に、実際使った方に印をつけて提出をいただくというような形で行っておりました。個人情報ということで、あくまで万が一発生した場合に使う資料ということでさせていただいておりますので、委員おっしゃるとおり、2週間後にはですね、廃棄するというような形の取扱いをさせていただいております。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次の調査項目に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時42分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

次の調査項目に移ります。

2番の小中学校の修学旅行対応について。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 小中学校の修学旅行ということですが、昨年の暮れから一、二回当局側と意見交換した経過がありますが、上越市でいち早く中止になった場合は市が負担するというような意向というように見解が出たようでございます。それについて、当時は妙高市はまだ修学旅行についてはほとんど見解が述べられていなかったというようなことで、ちょっと私、2回ですね、当局側と接触した経過があるんですが、修学旅行については、新型コロナということで当時は実施するかしないか、さらには延期するか、延期でないかというような中で検討されてい

たようでございますが、現在小中学校、特に今の3年生は本来ならば今年の3月ですか、修学旅行に行くという予定だったんですが、その人たちが結論が出ないままに今至っているわけですし、また保護者としても、その代金がどうなるかということも大分心配されているような方もいらっしゃいます。そんなところで、まず修学旅行はどういうふうな形になるのでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

今ほど委員さんおっしゃられたように、当初中学3年生につきましては、新中3ですね、につきましては、3学期に実施予定でしたけれども、コロナウイルス感染症の拡大ということで、当然学校のほうも休業になりましたので、実施することはできずに延期というような形になっておりました。新学期といいますか、年度変わりまして、感染状況等も一時的には落ち着いた部分もありますけれども、また広がっているというふうな状況の中で、ただ現時点におきましては、市内全ての小中、それから特別支援学校におきましては、2学期、または3学期に一応実施する予定で準備をしているところです。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今ここに予定一覧ということでいただいていますけれども、今年の10月、それから中学生ですね、10月、来年の3月というような予定でございますが、今の俗に言う第2波の新型コロナウイルスが発生しつつあるのか、しているのかちょっと分かりませんが、これから発生件数が多くなるという予想の中で、10月というのは、これはどうでしょうか、可能性としては、というのは、計画するほうは、これは行くという前提条件でありますけれども、問題は受入れ側のほう、今問題になっているのは、例えば京都でも奈良でも受入れ側のほうがどのぐらいの対応ができるかということで、非常に苦労しているとか、憂慮しているというような情報も聞かれますが、その辺はどうですか。また、5月、第1波よりも今のほうが、いろいろな情報になりますと感染者が多くなっているというような情報、それについて確かにGo Toトラベルキャンペーンの中での受入れ側の施設のコロナ対策というのは非常に、やらなくちゃいけないというようなことも条件は出しているようでございますが、それにしても、私の情報ですけれども、中学校、高校生の修学旅行はほとんど京都、奈良という地帯に行かれるようですね。妙高市の中学校だけなら構わないんですけども、全国からそういうよう形で多分同時期というような予想はされるわけですけども、その辺の考え方どうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） おっしゃるとおり修学旅行先につきましては、どうしても全国から集中するというような状況になっております。ただ、その実施に当たりましては、地域ごとに定められております行動基準のレベルというものがあまして、例えばレベル1ですと感染観察都道府県ですとか、レベル2につきましては感染拡大注意都道府県、レベル3ですと特定警戒都道府県というふうな、感染状況に応じてレベルが定められております。その辺を当然見極めたりですね、あとは実際にいろんな情報を収集しながら、行き先の感染状況を確認する中で、旅行会社と連携をしまして、状況の把握に努めながら決定するようになるかと思います。今時点で確かに感染状況広がっておりますけれども、まだちょっと何と試してみようもないような状況ではあるんですけども、今時点では一応行くというような形でもって情報収集に努めているというふうな状況です。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） これでいきますと、京都、奈良、京都はちょっと非常に危ない地帯だと思うんですが、奈良はそれほどでもないということは、大体情報からなんですけど、その辺のひとつ情報をしっかり把握した上で、これからちょっと分かりませんが、せつかく妙高市の中では感染者がゼロという実績もありますので、修学旅行から

帰ってきて感染したという、またいろいろ問題が出るかと思いますが、その辺はひとつ調査の上、注意をされながら実施していただきたいと思います。

それから、最後に私一番問題なのは、もし中止、第2波、来年の3月というのは、ちょっと今のワクチン、治療薬の問題からすれば、それはまた別の問題として、10月の中で万が一中止ということになりますと、当然この間のこども教育課の話では、中止になった場合はキャンセル料払うようなことになっているようでございますが、その辺の保護者の負担、それから当局の負担というのはどういうふうな、最悪の場合ですね。仮定の話なんで、ちょっと分かりませんが、ただエージェントとしては多分その辺の契約がちゃんとできていると思うんですが、その辺いかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） おっしゃるとおり修学旅行が中止になれば、積立金のほうは基本的には保護者にお返しするということになりますけれども、キャンセル料につきましては、例えば旅行の契約の中で、1週間とか、2週間とか、一定期間内であれば発生しないというような契約になっております。その中で学校のほうにはですね、感染リスクを踏まえた中で、行き先の今おっしゃられたような状況等を確認しながら、なるべくキャンセル料が発生する前で見極めするよというふうなお願いをしているところです。なもんですから、今時点ではキャンセル料がかからないぎりぎりまで判断を粘りまして、その先でもって状況を見極めて判断をするよというところなんですけれども、ただ、そうはいいまして万が一急激に状況が悪化してキャンセル料が発生する可能性もありますので、その際にはまた少し内部でもって検討したいというふう考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そこがね、さっき言った上越市いち早く行政で負担しますよなんていうアドバルーン上げちゃったもんだから、妙高市のお母さん方は、うちはどうなんでしょうと心配になるわけですね。その辺は早めですね、保護者としてはキャンセル料が発生しないスムーズな旅行ができればいいというふうに、それは前提で考えていると思うんですが、万が一キャンセル料発生した場合は何とか、これは保護者の責任でもないし、生徒の責任でもないし、最終的にはやっぱり行政で補填をするよということが致し方ない方向かなと思うんですが、その辺をできれば早く、万が一キャンセル料が発生した場合、こういう対処方法したいというやっぱり保護者へのお知らせをしていただいたほうが保護者としては安心だというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） おっしゃるとおりだと思います。その辺につきましては、また内部のほうで検討させていただきまして、可能であればおっしゃられたような形でもって通知もしていきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今行政のほうで修学旅行の検討種々やっという事は、よく分かりました。苦渋の選択等もあると思うんですが、一番早いところで来週、この資料見る限り妙高高原南小学校が佐渡に出発するという、このような予定で進んでいると思うんですが、子供さんたちのみならず、保護者の皆さんの意見というのを、例えば非常に敏感な方ですと行かせたくないとか、逆に思い出でどうしても何としても行かせたいとか、様々あると思うんですが、保護者の意見というのはどのように把握し、また反映されているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） すみません、ちょっと細かなところまでは聞いておらないんですけども、ただ、事前に修学旅行に関する保護者説明会を開催いたしまして、保護者の皆様から意見をいただいた中で実施に踏み切っ

ているということで、大きな中では、心配だから行かせたくないという子供さんはいないというふうには聞いております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） ありがとうございます。それとですね、修学旅行の積立金の話も今出ましたが、早いうちに国としてもG o T oトラベルキャンペーンを修学旅行にも使えるという、そういう方針も出されていたようです。こんなにコロナが大騒ぎになる前だったので、何となく緩んだ感じのときにそのような話が出たんですが、そうした場合、当初の予算よりも軽減されるということもありますが、その点検討されますでしょうかお聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的に企画ですとか、お金のやり繰りにつきましては、各学校のほうでやっておるんですけども、ちょっと確認しましたところ、新井中央小学校につきましては、一部G o T oキャンペーンを使うというふうに聞いております。当然お金が余れば、それは保護者の皆さんにまたお返しするようになるかと思えます。妙高高原南小学校につきましては、使うかどうかということまではちょっと把握できておりません。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 1点、先ほどのキャンセル料なんですが、発生しないのが一番いいとは思っているんですが、万が一発生した場合、これは妙高市の温かい金を使わざるを得ないのか、国の支援制度を利用するということは可能なのか、その辺をお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 全国一斉の休業時、3月のときの修学旅行に関しましては、国のほうから保障してもらえんというふうなものがあったんですけども、今回につきましては、学校の一斉休業等ではありませんので、基本的には市の金ということになります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1つ確認させてください。中学校のほうの3年、2年、10月、3月になっていきますけども、これは2年生のときに修学旅行に行くようになっていて、それが行けなかったから、3年のこの10月と、こういう見方でいいんですよね、通年は3月の対応だということでもいいんですよね。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本はそうです。こちらのほうの表にありますけれども、2年生がいずれも3月というふうになっていきますけども、基本的には2年生の3月に行って、それで済むというのが普通の状態なんですけれども、今回3月にできなかったということで、本来であれば1学年なんですけども、今年度に関しては2学年が上がっているというような状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それから、今いろいろと質疑があったところなんですけども、状況というのは我々こちら側の立場でもってこの状況どうするという形なんだけども、相手側のほうですね、そちらの実態はどうなのかな。そちらとの話合いの中身で見えていきますと、県内、県外という位置づけの中でも変わってくると思いますし、例えばなんですけども、中央小の富山、石川はちょっとかなという気もしているんですけども、そういう点で見たときに、相手側の対応というのはどんな状況ですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的にはですね、いずれの学校につきましても、やはり感染防止対策について非常に心配をしております、確認をさせていただいております。例えばですね、今回石川に行く新井中央小学校の場

合ですと、一番最初に富山県立のイタイタイ病の資料館のほうに行きますけれども、そちらのほうの資料館側の対策についてはどうかというところで確認をしまして、内容としましては定期的な消毒ですとか、館内の換気、当然スタッフ、来場者のマスクの着用の対応ですとか、混み合った際の入場制限等についてやるというふうなところは確認をしております。また、逆に来館者、こちら側へのお願いということで、手洗い、手指の消毒、それからマスクの着用の遵守、あと展示室内での来館者の距離を1メートル以上確保するように、それからそれ以外にスタッフが状況によって指示する事項を必ず守るよというふうな指示をいただいているところです。ほかの施設につきましても、やはり同様に施設側の対応と、逆にこちらの方に求められている対応というところを確認させていただきまして、それを守るということを事前に子供たちに指導して、行くというふうになっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それから、もう一点、今までの修学旅行とはちょっと違ってということになると思うんですけども、ふだんのとくと、それからそれに併せて今回は随行者といいますか、こちら側でもって、今までだったら1人でよかったけどもとか、2人でよかったけどもとか、そういうところの補佐役の付添いみたいなのは考えておられるのか、もろもろあるもんですから、その辺の位置づけどうですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 申し訳ありません、随行者までは確認はしておりません。ちょうど先週学校も休業に入っております、ちょっと確認は取れなかったもんですから、申し訳ございません、そこまでは確認しておりません。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 補足させていただきます。

引率につきましてもう決まっているんですね、学級数、人数によって。ですので、その規定に沿った引率者ということになります。それにさらに、今のお話のように、状況が状況だから、1名、2名増やしてほしいということになりますと旅費がかさみますので、県の教育委員会等々に打診をしながら、何名までは大丈夫かどうかといったようなことを確認しながら認めていただくというような、そういうプロセスがあるということをお聞きください。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういうプロセスがあるということは今お聞きしました。恐らく今回は、1学級、1クラスで行こうが、2クラスで行こうが、恐らく班編成で動くんじゃないかと思うんですよ。そういったときに、どこも密を避けて間隔を置いて、言っているにもかかわらず、随行というかね、引率者の制限はそのままというのはちょっと理にかなわないなというふうに思うんですね。本当に事があつたら困るよという、そういうことで行くんだから、より安全を期してというのが当然の話だと思うんで、そこはそれが何人になるのかというのはね、クラス1人だったらまあまあという形でいたんだろうと思うんですけども、通常とは違うんだという、この辺のところを出したときに、そのプロセスが強引にそれで押し通されるのか、プラスアルファを視野に入れるのか、その辺のところはきちんとした対応が必要だというふうに思うんですけども、再度いかがですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 私としても最大限の予防策を取ることになりますと、委員言われるような形での引率者の増というのは理想だと思います。ただ、どこの学校も同じように考えて希望数を上げてきますと、今までの私の経験からすると、なかなか予算的な部分で、県教委のほうで認めるか認めないかというところの部分になりますと、

かなりのせめぎ合いの中で、うまくいかないケースが多かったということですので、できるだけ私どもの立場としても、もう一度確認をしながら各学校さんに確認をして、どの程度最低限必要なのかといったようなところをはじき出してもらって、それが可能かどうかの部分は県の教育委員会に打診をしていくと、お願いをしていくということになると思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 県もそうなんですけども、そこは市の段階でも考える必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、確かに県の職員といいますかね、そういう位置づけになってくるから、教員の場合はということになるんですけども、そこは再度十分な検討をして、より安全をとということを要望しておきたいと思います。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 先ほどのお話ちょっと戻ってしまうんですけども、班別行動というのが今までの形では理想だったんですね。そして、実際少人数班で市内を自由散策するとか、施設の中で動くとかといったようなことがあったわけなんですけど、今回こういう状況ですので、各学校に私はお願いをしているのは、班別行動は理想ではあるし、やってもらいたいところであるんですけども、こういう状況の中なので、できるだけ班別行動については検討を要すると。つまりバスでどっど行って、集団で行って、集団で中、様子見て、引率の教員の中で中を見て戻ってくる。班ごとにフリーに市内を歩くとかといったような形はできるだけ避けてほしいというお願いをしているところで。学校のほうもそれを十分承知しておりまして、バスで移動するだけにするか、もしくは班ごとにタクシーで、今タクシーの運転手さん案内も上手にやってくれますし、管理もやってくれますので、そういう方法も取りながら、不特定多数の外部の人たちと接する機会の多くならないようなリスク、そういうリスクを避けるような工夫をするということを進めているところでございます。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、3番目の小中学生を持つ独り親家庭の実態と対応等について調査いたします。

委員長を交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（霜鳥榮之） それでは、委員長交代します。

アについては、八木委員。

○八木委員（八木清美） 独り親家庭につきまして実態ですが、プライベートなこともありまして、非常に把握することは難しい状況かと思えます。ただ、7月の臨時会において、2400万円という多額な支援をしていただきまして、非常に個々には給付していただいた皆さん方が合計390件ほどあるということで、これが執行されて本当に喜んでいらっしゃると思うんですが、その前の段階の相談件数、また給付後ですね、それでもなおまだお困りの方がいらっしゃるかどうか、その後の相談件数と、あるいは内容についてお聞きしたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 独り親家庭の世帯数なんですけれども、7月31日現在で200世帯ございます。毎年8月に児童扶養手当の受給世帯の面談をやっているんですけども、こちらがですね、8月14日現在で127世帯終わっております。今ほどの相談のお話なんですけれども、担当係でもって相談を受け付けしている部分につきましては、独り親世帯とか、両親の世帯だとかというような区分けはしてなくて、独り親世帯だけ何件数があるかということところはちょっと把握をしておりません。ただ、今ほど申し上げました127世帯に面談をした中で、必ず何か困ったこ

とないですかというふうな聞き取りをしております、今回そちらの世帯につきましては、2世帯だけ困り事とい
いますか、面談の中でちょっと相談があったというような状況です。内容につきましては、大学進学に対する支援
の制度についてということと、あと子育てに対する親御さん、要するに自分の親ですから、おじいちゃん、おばあ
ちゃんと周りの人との考え方の相違についてというふうな相談があったというふうに聞いております。それに対し
まして、支援制度の紹介ですとか、また相談員、それから保健師等につないで対応したというふうな状況になって
おります。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） ありがとうございます。大学進学等については、非常にそういう金銭的な問題もあります
ので、そういったまた支援策も整えていただけるとありがたいと思いますし、また金銭的には関係のない子育てに
ついての、そういう内容については、随時ですね、今後も細かな聞き取りをして、問題のないように解決してい
ていただきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（八木清美） 次に、イの、霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 関連しますけども、7月の臨時会でね、かなり細かく出されていたわけです。今ほども相談
件数云々というのありましたけども、7月に出された細かい概要ですね、例えば児童扶養手当の支給を受けている
方、声とかというのをみんな見込みで出されているんですけども、今後まだ相談してやっていかなきゃいけないと
いう、こういうのもあるわけなんでね、今までの実績実数ではどのようになるのかなというのをちょっとお聞かせ
いただきたいと思うんですけども。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えいたします。

7月13日の臨時会でお認めいただきました独り親世帯の臨時特別給付金事業の概要についてというか、実績につ
いてというお話かと思えますけども、まず基本給付ということで、6月の児童扶養手当を受給していた世帯につ
いては、そちらの世帯から申請はいただきず、なるべくすぐ払うような形で対応するというふうにお答えしたかと
思いますけども、そちらの世帯につきましては151世帯ございました。こちらについては、7月の30日振り込み済み
です。それから、所得制限等で支給停止になっている世帯なんだけれども、今回コロナウイルスの関係で該当にな
る世帯ということで、見込みでは20世帯の見込みだったんですけども、こちらにつきましては、3世帯給付の予定
となっております。こちらにつきましては、8月7日までの申請分についてということですので、現在また審査中
のものもございますので、これからまた数字のほうは増えてくるかと思えますけども、今時点では、3世帯を8月
の20日に振り込む予定となっております。

それから、もう一つ大きいのが、コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が大きな影響を受けたという世帯に
つきましては、追加給付ということで、42世帯給付予定となっております。こちらにつきましても、8月7日ま
での申請分を8月の20日に振り込む予定となっております、ただこちらにつきましてもまだこれから審査中のもの
もございますので、増えてくる予定ですけれども、先ほど127世帯、今聞き取りをしたということで申しあげまし
たけれども、そのうち、我々の感覚としては、大半の世帯がコロナウイルスの影響があって家計が厳しくなったとい
うことでおっしゃられるかと思ったら、意外と少ないといえますか、大半ではなくて、全体で大体6割ぐらいの方
が、今の42件もそうなんですけれども、お話があったということで聞いております。製造業ですとか、小売店関係

のお勤めの方は、ほとんど影響を受けていないというふうにおっしゃったそうです。なんですけれども、やはり宿泊業とか、サービス業の方については影響があったというようなことで、42世帯の方がそのような形でもって申請されたというふう聞いております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 非常にね、こういう点では皆さんも大いに歓迎されてくれたことと思いますけども、そんな中でもって例えば子供たちが小さいというね、小学校も低学年、保育園クラスといったときには、まだほかにもいろんな課題があるのかなというふうに思ったりするんですけども、特にそういうところから、聞き取りもこれだけやったということですのでね、そういうところからの要望等ですね、その保護者の反応、その辺の声はどのようですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 特に子供が小さいからどうこうというふうな御相談というのはなかったというふうに聞いております。ただ、そういう方については、場合によりましては、例えば保育園に通ってれば保育園の先生に相談したりとかということもあるように聞いておりますので、今回のこの給付のほうでは特に相談がなくても、また別のうちのほうで設けている窓口のほうに相談等があるかと思っておりますので、その際にはそれなりの対応させていただくようになるかと思っております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今のところはということですね、特には、前にも話ありましたように、妙高市、当市にとってはまだ感染者が出ていない。感染者いないから、じゃということではないんですけども、けども、そういう関係で影響はそれでも少ないのかなという、こういうのもあつたりするんですけども、今後の対応はどこまでどうなるか分からんということがありますので、できるだけ保護者の声が聞こえるような対応をお願いしておきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、続きまして、4番目の夏休み期間中の教職員と児童生徒に対する安全対策の徹底対応についてお尋ねします。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 引き続きお願いいたします。

例年の夏休みですと、この期間を使って教職員の研修等ですね、長期研修も含めた形でということになるんだろうと思うんです。そういうことも行われてきております。しかし、今年は夏休み期間も短縮になっていたり、それから研修どころじゃない、仕事もあつたりということだろうというふうに思うんですけども、この実態はどのようになっていますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 夏休みのスタートにつきましては、大体最大1週間ぐらい遅れたというところもありますけれども、後段につきましては、基本的にはほとんどの学校が予定どおり夏休み消化するというふうになっております。ただ、新井中学校につきましては、分散登校した関係もありまして、若干の授業時数の部分がありますので、8月の24日から、若干早いですけれども、2学期を行うということで、学校の先生方につきましても、子供たちがいない中でやっている部分というのは当然あるかと思っておりますけれども、ただ、働き方改革の一環ということ

で、先週1週間につきましては、一応学校を閉鎖といいますか、閉庁といいますか、閉じていただいて、しっかり休みを取っていただいてリフレッシュしていただくということをお願いして、実施しているところでございまして、なもんですから、先生方もやはり当然コロナウイルスに伴う負担はありますけれども、そんな中でもある程度気分転換といいますか、体を休めることができたのではないかとこのように思っております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 肉体的にも精神的にも非常に大変だと思うんですね。そんなところでもって、休養も大いに必要なことなんですけれども、実際いつも行われている研修というのは、恐らく3密を避けてということでもって、まとまった研修も主催者側も控えている部分もあるのかなというふうに思うんですけれども、研修等の実態はどのようでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） やはり教員につきましても、3密を避けるような状態でもって、予防対策を十分に取った形で行ったり、あと集合ですとか、対面する部分については、距離を取るなどというところを配慮して行っているところです。8月6日ですけれども、今年度初めて妙高市に来られた職員の方を対象にですね、市内巡検ということで、市内の資産といいますか、遺跡、史跡等を案内する研修を昨年から行っているところです。これは、関川関所から始まりまして、関山神社、宝蔵院、県民休養地、斐太遺跡等を生涯学習課の職員が案内をしながら、まず初めて妙高市に来た職員にはやはり地域のそういうふうな環境といいますか、大事な文化についても知ってもらわなきゃいけないということで行っているところなんですけれども、こちらにつきましては、バスでもって移動なんですけれども、21名の方に参加していただきまして、ただ座席については、2人がけの椅子に1人ずつというような形でもって十分配慮した中で行っているところです。

また、これからなんですけれども、8月の20日の日に市の教育研究会、夏の一斉研修会というものを予定しております。こちらにつきましては、全体講演会と、それから今度各部会に分かれて行なうんですけれども、全体講演会につきましては、新井地域の学校はそれぞれの学校でオンラインでもって講演を見まして、ただ高原と、それから妙高地域につきましては、その後の分散会、部会の関係もありますので、文化ホールで十分にスペースを取った中で研修を行うというようなところを今計画しているところでございます。それ以外に8月に毎年、新採用の職員につきましては、市内のこども園で研修を行っておったんですけれども、こちらについてはちょっと実施できないということで、教育に関する動画を見ていただきまして、レポート提出に切り替えるというような形でもって行っているところです。なもんですから、やはりふだん行っている研修についても、かなり縮小したり、配慮しながら、できるものはやっているというような状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 満足いくかどうかというのはあるけれども、状況が状況ですから、それでも皆さんはそれなりの対応されてきたんだろうというふうに思います。そういう中で職員の反応ですね、どのようか、分かる範囲でお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 参加した全員一人一人にちょっとアンケートがまだ上がってきておりませんので、この間お話あった8月6日の3地区、歴史施設の訪問、午前中の日程だったんですね、でやったものについての学芸員さんのお話を聞きますと、3地区を午前中でやる研修ですので、かなり密な研修、そういった意味での密な研修なんでございますが、とても興味深く研修ができたということで非常にいい反応だったということで、妙高市ってこういうすばらしいものがあるんだということが分かって、子供たちにまた頑張って教えようという意気込みが感じられた

というふう聞いております。

○委員長（八木清美） アについて、ほかの方ありませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 教育長にお聞きしたほうがいいと思うんですけど、こういった状況になりますと大学生の教育実習というものが多分取りやめになってきているんじゃないかなと思うんですが、そういったものの影響というのはどのようにお考えなのかちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 実は教育実習につきましてはですね、上越教育大学が一番多いんですね、人数が。基本的に実施するんですが、大学側とよく連携をして、私どものほうも、それから各市町村のほうからも大分必要なことは言わせていただいて、つまりPCR検査まではいかないですけども、県外から来ている学生もいますね、上教大に。そういう人たちについては、実習に来るに当たっては2週間こちらに来て様子を見て健康観察をして、その上で大丈夫だ、健康だということが確認できた、そういう学生さんたちが学校に入ってくるという形を取っています。そういうステップを取っていますし、ほかの大学についてもやっぱり同じです。県外から戻ってくる、2週間程度様子を見て、健康確認してから入ってくるというような形でやっております。実際途中で体調崩したという場合も出てくるわけですね。そうすると、一応原則としては2週間から3週間いなきゃいけない、実習をしなきゃいけないんですけども、そこら辺は大学と協議をしまして、そういう場合が出たときは、短縮という形での実習終了ということも視野に入れてよしということ動いているところでございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これからの将来の教育考えていくと、教育実習というのは非常に卵にとっては大事な場所だと思うんですね。その辺また大事に使っていただきたいと思うんですが、今教育長の話あったとおり県外からも来る可能性が非常に高いということもありますんで、その辺十分配慮されてお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようでしたら、イについて質疑お願いします。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今度は夏休みの関係で児童生徒の関係なんですけども、学校にいるときは、家庭でもって検温して、学校でも先生から十分注視をしていただいてという形でいたんですけども、恐らくその延長でもって夏休み継続するようという指示は出されているんだろうというふうに思います。幸いにして、何回もになりますけども、そういう発症云々というニュースがないんで、いいんですけども、いつどうなるか分からんというのが今の実態ですので、家庭での検温対応、恐らく記録帳か票か、何かにつけているんだろうと思うんですけども、中間でもって確認するとか、先生が時々確認するとか、その辺の対応というのはどのようになっておりますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） まず、子供たちのお願いといいますか、指導なんですけれども、やはりこれまで学校で続けてきました新しい生活様式に基づいた感染症予防、3密を避ける、それから手洗いの励行、マスクの着用、あと定期的な換気等につきましては、家でもやってねということで子供たちに指導しているところです。また、県外への不要不急の外出についてもなるべく避けるようということで、こちらは保護者にもお願いをしているところなんですけれども、子供たちにも話をしています。体調管理の関係ですけれども、やはりこれまでと同様に検温カードというものを持たせまして、朝と夕方、それぞれ1回ずつ検温してということ指導をしまして、子供たちにや

ってもらっているんですけども、ただ途中でもって先生方が確認しているかどうかというところまで、ちょっとすみません、承知しておりません。ただ、それをやった中で子供たち自身が自分の体調管理をするということと、また体調に変化があることに気づいたときには、家庭にいたり、早めに受診をするというふうな指導をさせていただいているところです。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 習慣づけるということが非常に大事なことでありますし、子供たち恐らく真面目にね、言われたことを守ってやっておられると思うんですけども、夏休みが終わってからですね、結果確認だけということじゃなくて、やっぱり習慣という位置づけの中で、担任の先生がいいのか、保健の先生がいいのか、ちょっとその辺は定かではありませんけども、やっぱりこれからいろんなとかね、要するに今回の感染症のみならずという形が出てきますので、やっていたことの必要性、大事さとか、こういうものを今回のこういう経験の中でもってきちんと身につけるといって、こういう教育に結びつけていってほしいなというふうに思うんですね。それをきちんとやっていくことによって、今後あるだろうインフルエンザの対応、ノロウイルスの対応等々もきちんと対応できるんじゃないかというふうに思うんですけども、そういうのをやっぱり教育の一環に結びつけてほしいなというふうに思うんですけど、教育長、いかがですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 1学期の段階でも、私校長会等々でも話をしましたし、市の通知文にも、それから県の通知文にもあったんですけども、学校における新しい生活様式というのが出ております。それには、しばらくの間、このコロナ感染症と付き合っ一緒にいかなきゃいけないような状況が、また新たなウイルス等々の対応についても出てくる。そういった中で、どういう生活様式が今後将来必要なのかといったようなところの部分は、子供たちにきちっと説明をしています。その1つが検温であり、うがい、手洗いであり、必要に応じてのマスク着用でありといったようなことになっておりますので、そこら辺は1学期中にしっかり指導してもらっておりますので、また改めて2学期始まりましたら、指導に入ってもらおうというつもりであります。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、ウの質疑に入ります。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 最近上越市、それから糸魚川市でも感染者が発生しました。また、夏休みが始まって県外ナンバーも非常にたくさん増えています。そんな状況の中で、まだ夏休みが若干残っているわけなんですけど、基本は自分自身が感染しない、それからまた周りの人にも感染させない、これが大原則だと思うんですけど、保護者の皆様方への対応についてどのような対応をされているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 保護者につきましては、やはり子供と違いまして仕事ですとか、また食料品の買い出しということで、どうしても外出機会が多くなります。ただ、そうは申しまして、やはり児童生徒と同じように感染防止対策ということで、3密を避ける、手洗いの励行、マスクの着用、それから家庭では換気の実施ということを実際に行っていただきますように、学期末のPTAですとか、あと学校だより、それから学年だより等で、しつこいくらいお願いをしまして、周知をしているところです。特に傾向的には子供たちというよりもやはり大人の方から感染するというふうな状況が多いかと思っておりますので、そういう部分についても話をしまして、十分注意するようにということをお願いをしているところです。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 子供たちが感染しますと、いろんな形で3密というか、学校というのは集団活動の場所ですので、クラスターになりやすいということが考えられます。そんな中から、気を緩めずにですね、ぜひともまた注意喚起のほう、徹底していただくようお願いして私のほうは終わります。ありがとうございました。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 今課長から話があったことに付け加えますけども、保護者向けに教育委員会からも私の名前で文書を出しています。つまり子供たち同士の感染リスクよりも、まず大人、そして大人から子供に感染するというケースが、家庭内感染ですよ、といったようなケースが非常に多いんです。お仕事の関係も含めてなかなか制限をかけるのは難しいかもしれないけども、大人の感染はできるだけ防いでほしいということで、子供の、特に小さいお子さん含めてですけども、十分気をつけてほしいということで、大人の責任としてお願いをしているところがございます。あわせて、これは私は本当によく頑張っている現場の教員たちにもありがとうという心を込めながら、あなたたちがしっかり感染予防しないと子供に感染させてしまうことがあるよということで、教員の方々にもかなりの行動自粛を強いているようなところもあると思うんですけども、しっかりそれを受け止めて行動してくれているというふうに信じております。

○委員長（八木清美） 4番目まで終了しました。

2時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

5番目の学校、こども園や保育園に清掃や消毒担当者の配置について質疑いたします。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろと現場は大変な状況だなというのは、私たちも話でしか聞かない、現場見ているわけじゃないんで。けども、もろもろの状況を聞いたりしていますと非常に大変だなというふうに思っています。今ここでもって学校やこども園というふうに出したんですが、学校というのは小中学校みんな含めての話ですけども、今までもありましたように、教職員の負担がかなり増えているという状況の中でね、本当に子供に集中して対応していかなくちゃいけないというのが手抜きになっても困るしな。教育長も今ほど教職員は一生懸命やってくれているという、こういう評価なんですけども、それは私もそう思うんですね。そんな中でなんですけども、いわゆる増えている部分、清掃、消毒、この辺の作業ですね、この実態というのは今どうなっているのかなというのを確認したいと思うんです。児童生徒がやっている部分、それから教職員が対応している部分、この辺の実態についてお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 消毒作業の関係ですけれども、基本的には学校の教職員が中心となって行っております。日々の業務に加えまして、やはり消毒作業が新たに発生した業務ですので、それに対する負担感というものもやはりあります。場所としましては、これまで床ですとか、机ですとか、椅子ですとか、あと子供たちが手に触れやすいドアノブですとか、手すりですとか、スイッチですとか、について毎日、毎日消毒をしていたところです。ただ、8月6日にですね、学校の新しい生活様式の改訂版が示されまして、その中では、家庭用洗剤を用いて、今までやってきました床とか、椅子とか、机につきましては、これは通常の清掃活動の範囲でいいというような話になりました。特別な消毒作業は必要ないということになりました。ただ、やはり大勢の人の手が触れますドアのノ

ブですとか、電気のスイッチとか、手すりにつきましては、引き続き、1日1回の家庭用洗剤の拭き掃除をするよ
うにというような話になっております。なもんで、最初の頃よりは負担は軽減されましたけれども、そうは申しま
しても、いわゆる消毒作業についてはやっているというところで、教員の方の負担については大きくなっている
というような状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろんな負担が増えているということでありましてね、人間の注意力というのはね、そんな
に集中しっ放しというわけにいかないわけで、いろいろある中でもって、なかなかその負担は大変だというふう
に思います。ちょっと関連がありますんでね、イのほうも触れますけども、校内施設、例えば今言われたように、教
室の中の対応と、そうじゃなくて、例えば体育関係の用具であったり、今ドアノブの話もありましたけども、廊下
とか、階段の手すりとかという辺りも常にあるんですね。この辺のところのいわゆる清掃、消毒は、今課長の話で
すと、恐らく教職員対応なんだろうというふうに思うんですね。そういったときに、この負担を何とか改善という
ふうにしていかなきゃいけないというふうに思うんですけども、その辺の考え方はいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 清掃につきましては、やはり教職員がやっている部分で負担になっているというこ
ろはどうしてもございます。ただ、学校施設につきましては、先ほどの改訂版の中では、発達段階に応じて児童生
徒からもやってもらうことも可能だろうというところもありますので、そこはまた指導の中で、清掃の中で一緒
にやったりとか、しているというような状況も一部見られます。それ以外にですね、例えば別な人材の活用という
ところもございまして、スクールサポートスタッフというものがあるんですけども、こちらにつきまして、例えば
こういうふうな清掃作業ですとか、本来事務の支援をする方なんですけれども、清掃活動につきましても、スク
ールサポートスタッフというものを活用してやることについても可とするというふうな話になっております。今回
のコロナ禍の関係で、現在の妙高市内では新井小に1名スクールサポートスタッフ配置されておまして、新井小学
校と新井中学校を兼務しながら、学校内の事務的な業務の支援を行っていただいているんですけども、コロナ禍
の感染症対策の一環としまして、9月1日から、今年度に限ってなんですけれども、スクールサポートスタッフが
増員されることになりまして、今現在募集をしているところです。妙高市におきましては、最大10名追加配置とい
うことで、費用については全額県費で見えていただけるようになっているんですけども、こちらのほうの募集をして
おまして、今後また応募をいただいた方につきましては面接等行って配置をしていくというふうな予定になって
おります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 課長、今、9月1日から10名の追加をということで、これは県の対応でやるということなん
ですか、そこちょっと数字的なものよく分かんなかったんで、もう一度そこんところお願いできますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今年度限定にはなるんですけども、9月1日から一応妙高市については最大10名の配
置が可能だとなっております。ただ、そうは申しましても、応募していただかないと配置できないものですから、
今募集をかけているというようなところになっております。この費用につきましては、全額県費で見えていただける
というような状況になっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういう制度があるというあれなんですけども、実はね、先日マスコミ報道があったんです
けどもね、長岡ではね、小中学校に消毒担当者80人採用、来年2月までというのがありましてね、これが6月議会

でもって予算化されているんですね。こういうことをやっているという、結局は、今ほど質疑ありましたが、教職員が正規の仕事以外の負担をそんなにやるんじゃないかと、ということで、そこのところは本業に集中してもらって、清掃スタッフは80人なら、学校の規模もあつたりしますが、各学校1名という数なんですよね。2人1組で2校を受け持つという形で対応しているんですね。先行でもって進めたところは、シルバー人材も活用してというような形でね、時間はそんなに一日中いるわけじゃないんですけども、とにかく共用部分ということで、例えばの話、体育施設であつたり、トイレであつたり、玄関であつたり、あるいは手すり、それから手洗いの蛇口関係といひますかね、そんなのをやるということでもあるんですね。そういう対応をここでできないのかなという話なんですよ。今言われたサポートスタッフが10名まで県費で対応できる。この職務内容についてはどこまでの範囲なのかなというのはちょっと今分かりませんが、こういう形でもって踏み込みする必要があるんじゃないのかというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） スクールサポートスタッフにつきましては、事務の支援、今回コロナ禍の関係で清掃等の支援もしていただけるというような形で配置されるということになっております。最大10名配置されれば、ほぼ1校に1人の配置になるものですから、そちらのほうの活用をまず図っていききたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 果たしてどうなのかなと思うんです。事務のスタッフですよ、事務雑務じゃなくて、事務の応援団になるんだらうと思うんですけども、今こういう状況だからね、私は新たに市の臨時職員として雇うということも一つの方法なんだけど、シルバー人材だってそれなりきの対応でいけば、そういう仕事を時間区切った形の中で考えてもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。そういうことをやって、やっぱり教職員は子供に注視する、本業に専念する、こういう形でもって取り組んでもらうという、この考え方を、これを遂行していくというのでどうだろうというふうに思うんですね。当然予算は絡んでくるということなんですけども、県のサポートとの絡みの関係ではどこまでどうなのかというのはあるんですけども、これは私が言っているのは、本当に清掃、消毒に専念してということでもって、そういう方針、方向を出していくという、その辺はどうだろうと。もう一度確認したいと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今時点ではそこまではちょっとまだ想定しておりませんので、また周辺の状況等も見ながら考えたいと思いますけれども、まずはこのスクールサポートスタッフがうまく活用が図られれば、かなりの負担軽減になると思っておりますので、その辺の動きを見ながら検討したいと思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） その関連ですけれどね、同じ状況ですけども、ウに入りますけども、こども園、保育園、こども園と同じ状況というよりも、それ以上じゃないかなというふうに思うんですね。ここの実態も恐らく職員がね、毎日清掃、消毒。子供たち本当に保育園、こども園辺りになると、おもちゃの類いまで入ってくるよと、遊具の類いに入ってくるよといったときにはね、学校とはまた違った形でその負担が多くて、大変な苦勞されているというふうに思うんですよ。ここんところやっぱり今言ったような形でね、応援団を要請するということが必要じゃないかと思うんですけども、今保育園やこども園の実態ですね、皆さんの頑張りでもってとなるけども、精神的、肉体的な疲勞で、うち帰って、また子供と対応するなんていうことになると、おかしなことになっても困るしなというふうに思ったりするんですけども、この辺のところは状況と併せていかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 保育園につきましては、日々の清掃、それから通常のインフルエンザですとか、胃腸炎などの感染症の発生時につきましても、今まで園の職員が分担をして行っているところです。今回のコロナ禍の関係につきましても、やはり同様に園の職員と、それからパート、臨時職員等が役割分担をしながら、業務に支障がない状況をつくってやっているところです。おっしゃるとおり、やはり当然いつも以上にプラスアルファになっている業務ですので、負担はありますけれども、今時点では新たな人員の配置までは求められていないというような状況でやっています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 求められていないと言われるとあれですけども、実態をどう見るかということなんですよ。現場は本当に真剣にやっているという形の中で、これ以上はと、今ほかでもありますけどもね、もし万が一なんていう話もどこでも出る話でありますんでね、やっぱり健康上の問題も含めて、職員だってそれなりきの余裕を持たせておかなかつたら、いざといったときに使い物にならんよという話もあり得るわけですよ。したがって、現場からそういう声があるとか、ないとかじゃなくて、実態を把握した上で、やっぱりそのくらいの手だてはね、やらなきゃ駄目だということだと思えます。もしもといったときには、もしもといって事あってやると言ったときには、今そこでもって臨時職員を配置した金額なんてもんじゃなくなってくる。銭、金の問題じゃないよというのがあるんですけども、そこんところはぜひね、現地をきちんと確認する中で、やっぱり余裕を持たせるという、その辺も含めて、ここは臨時、パートの保育士さん、応援団でもいいかもしれませんが、手だてはいろんな形があると思うんですけど、ぜひそこへ踏み込みしていただきたいなというふうに思うんですけど、教育長、いかがですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 課長の答弁の補足と、そして実態を含めて思いを述べさせていただくとすれば、私実は7月後半から8月のお盆の時期にかけて、全部の園ではないんですが、園回りました、そと。私が行くといろいろ騒がせますので、回ってきたのですが、ちょうど午後の睡眠の時間でした。一生懸命、会計年度任用職員の方々だと思うんですが、こすって、やっぴらっしゃいました。ちょうどそこに保育士さんがお見えになって、少し会話をしたのですが、こういう時間がすごく貴重で、会計年度任用職員を中心にして消毒をしてくださっていると、ありがたいと。ほかに追加等々の何か要望があれば物品含めて両面で何かあれば、ぜひ上げてくださいという話は、数園してきましたけども、その中で多分上がってくれば、課長が答えたような形でまた検討していくということは十分あり得ると思っています。いずれにしても、さっき小学校、中学校の話をしましたが、園の職員も本当によく頑張ってくださっていると思います。休みなく、お盆もずっとでしたので、ちょっとねぎらいの言葉をおかけしてきたのですが、そんな状況でございますので、御理解ください。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） なかなかね、現場から直接声出すというのは出しづらい状況だと思うんですよ。そこんところはやっぱりこちらからね、もしそういうのがあればという、こちらから手を差し伸べなければ、なかなか出てこないというふうに思いますのでね。どこを取っても、発症者が出たということになると本当大変な現場ですんで、そこんところはね、先ほど言いましたように教職員はそこに専念、自分の本業に専念できる状況と、少しでも余裕を持たせて勤めていただくという、このシステムをきちんと堅持するために、やはり不足という部分じゃなくて、そこんところはちゃんと手を差し伸べて対応していくという、必要だというふうに思いますんで、今後もひとつそこを注視しながら、もしなんでしょうとやっぱり呼びかけをするという、この辺のところをね、対応しながらやっていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 5番について、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、6番目の感染予防対策について。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 感染予防対策の関係なんですけれども、授業時間とか、また様々な活動の場面で感染予防対策、取り組んでこられたんですが、その取り組んでこられた中でのですね、課題というのはどのような形のものが見えたのか、その辺についてお聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） まず、学校についての課題ですけれども、やはり学校としましては、今ほどお話ありましたけれども、児童生徒の健康と命の安全が第一というような考え方に基きまして、そのために感染症予防ということで健康観察、3密を避ける対応、手洗い、マスクの着用、換気などをやっておりますけれども、その点を踏まえた中で、課題ということで3つ挙げられております。1つ目は、これまで普通に行ってまいりました他者と関わり合う学習という場面におきまして、どうしても距離を離すですとか、場合によっては学習活動の形態そのものを見直す必要が出てきたということで、それに対応しました、教職員につきましては、今までどおりではなくて、いわゆる新しい学習活動のスタイルを今模索している最中ですが、そういう部分を見直す必要があるというふうなのがまず1点目です。

2つ目は、先ほど教育長からもお話がありましたけれども、とにかく学校現場に感染症を持ち込まないということです。その要因としましては、子供たち以上に教職員ですとか、保護者ですとか、地域住民、やはり大人の部分が考えられます。特に児童生徒と接する教職員につきましては、時間も長いですので、感染症拡大防止の観点からは、非常に高い危機意識を持って臨んでいただいておりますけれども、それ以上に例えば休日ははじめとしまして、感染地域との往来ですとか、大勢の人のいるところには行かないようにするとかということで、いろいろ不要不急の外出の自粛なども含めまして、非常に行動についても自覚を持ってやっておりますというような状況になっております。そちらについても日々お願いしてやっておりますというような状況になっております。

3つ目としましては、先ほどから話出ております学校施設の消毒に対する負担ということで、先ほど来の話がありますけれども、スクールサポートスタッフ等の人材を活用することによりまして、なるべく負担軽減を図っていくという方法と、あと国等からの通知に基づいて、あまり過度な消毒にならないように、必要なところは当然必要なんですけれども、適切な消毒によって軽減を図っていくというような課題が3つ挙げられるかと思えます。

またあと、すみません、長くなりますけれども、園につきましては、どうしても遊びですとか、活動の中で、子供たち同士と、それから子供と保育士が手をつないだり、抱っこしたりということで、どうしても密接な関わりが切り離せないところになっております。どうしても3密になりやすいということから感染リスクも高くなりますので、その対応策につきましては、とにかく活動の際は家庭での検温等によりまずまず健康管理、それから基本的にはマスクの着用、手洗い、うがい、換気等によりまず感染予防対策の徹底に努めるというところで対応を行っているというような状況です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いろんな形で色々取り組んでいることに感謝を申し上げたいと思います。それで、ただ子供の面から見た場合ですね、今夏休み期間中なんですけど、最近6月の下旬頃から非常に温度が高くなる。そういう中で、エアコンと換気のバランスなんですけども、やっぱりマスクをしているといわゆる子供そのものの体温が上

昇してしまうような状況が出てくると思います。そんな中で集中力がだんだんなくなってきちゃうのかな。そこら辺の中で、いわゆる湿度も関係するんですけども、学校、学校によって条件若干違うかもしれませんが、エアコンの温度設定というのはどのような形で決めているのか、その辺お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） エアコンの温度設定につきましては、一応うちのほうでも定めている基準につきまして、28度になっております。ただ、28度という基準は設けてはおるんですけども、それと併せまして湿度についても併用しまして、いわゆるWBG Tというんでしょうかね、湿度と温度の相関性のあるものがありまして、そちらの中でWBG T値というのが25度から28度、これは気温とそれから相対湿度と合わせたものなんですけども、それが一応警戒レベルというのが今言った25度から28度になります。それに達した場合は、極端なこと言いますと、温度が例えば21度であっても湿度が高ければそれが上がるんですね。なもんですから、一応基準のエアコン設定温度は28度なんですけども、それ以外に今言ったWBG T値というものを兼ね合わせて確認をしながら熱中症対策を行うようにというような指導をしているところです。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 非常にですね、これからはマスクというのは、日常生活の中で一緒にどうしても必需品になってくるのかなという気がするんですけども、やっぱり若い活動をしている子供たちにとってはマスクというのは邪魔な部分になると思います。そこら辺の中で、いわゆる子供たちが快適な環境の中で勉強できるとなると、やっぱり28度という基準というのはですね、湿度も関係しますけども、我々から見てもちょっと温度が高過ぎじゃないかなと。やっぱりもっと45分間なら45分間の集中できる時間となれば、もう少し温度を下げても必要があるのかな、そういう形で私は感じています。

それで、次の関係でちょっと質疑させていただきますが、もしですね、校区内に感染者が出た場合、想定なんですけども、学校としての対応というのはどのような形の対応したり、またどのような準備するのか、そこら辺分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的には、子供たちとか、教職員に発生しない限りは、一応今の現時点では学校は開設するというような状況です。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 万が一発生した場合ですね。

○岩崎委員（岩崎芳昭） はい。

○教育長（川上 晃） 発生した場合は、保健所等と連絡取ります。取りあえず学校は臨時休業に入ります、全体が。

最大、大体3日程度休業して、消毒に入るというような形になっています。そして、消毒後再開するというような形になりますし、濃厚接触者等々についても、2週間といったような基準がありますので、それに沿っていくことになると思います。あくまで保健所、それから薬剤師等々の指導を仰ぎながらということになります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今回、新聞にたまたまクラスターになる場合の条件として、マスクが不着用だった、また長時間だった、換気が悪かった、具合が既に悪かったという、クラスターになる場合の条件というのが明確に新聞に発表になったんですが、前にも私、学校の先生の負担という意味で、フェースシールドに切り替えるという、要は英語の授業だったり、合唱の授業だったり、授業によっては非常に先生の表情が見えるということが重要な局面があるんじゃないかなと思ったのと、どうしても、私たちが今そうなんですけど、マスクをして大声を出していると、そ

れだけでも非常に息が上がるという、こういう状況の中で、要は感染をしないという、距離を置いた中でのフェースシールドに切り替える場面というの、今後暑い中で検討していったらどうかと思うんですが、その点検討等はされたんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 国県等の指導の中では、フェースシールドのみというものについては、まだ有用性というのをはっきり示されておらないかと思います。ただ、マスクと併用するとかなり効果的だと思うんですけども、フェースシールドだけですと、なかなかちょっとその辺の効果のところ不明確なかなというふうに思っております。ただ、口の動きですとか、表情が、例えば外国語活動の中では必要になる場合というのが往々にしてあります。やはりマスクをしているとなかなかちょっとその辺が伝わりづらいという中で、教育長からの指示をいただきまして、ALTとかの活動の際に、必要に応じてはフェースシールドを活用して、子供たちにそういうふうな部分が、表情ですとか、口の動きが伝わりやすいような授業形態も一部取っているところはあります。ただ、全体でやるというところまでは、今は想定はしておりません。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようでしたら、7番目の児童生徒と地域の連携や社会との関わりについて。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 初めにお断りしたいんですが、私もこの問題についてははっきりこうだという固まった考えはないんですけども、それを含めて質疑させていただきたいと思います。

毎日新聞紙上見ますと、特に妙高市も地域行事、コミュニティー行事といいますが、市主催、地域主催、いろんな行事がほとんど中止、延期ということになっているわけなんです。これについては、特に最近ここ何年か、教育という面で地域に対する学校側の考え方が、地域行事に積極的に参加していくというような方向性が出てきているような感じを受けます。それがいわゆる子供たちの地域に対する考え方とか、人間との付き合い、他人との付き合いですとかね、そういうものが自然に身についていくような気がするわけなんです。ちょっと私、文科省の学習指導要領の中でも生きる力ということで、メインタイトルか、サブタイトルかちょっと分かりませんが、その中で特に児童の各学年の中で社会との付き合い、地域との付き合いをどうしたいかというような指導要領があるようございませぬ。その中で、こういう現状では、学習指導要領にうたっている内容はとても達成はできていないというふうに思うわけです。そんなところで、1つはそういういわゆる社会との付き合い、体験というものが今後どうすればいいのかということで、教育委員会とか、そういう考え方はどんなふうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 例えば総合学習ですとか、地域学習というふうな学校主体の学びの場というのがあります。こちらにつきましては、全てが中止になっているわけではなくて、例えば実施の規模をクラス単位だとか、班単位にしたりとか、あと場所ですとか、3密を避けた中で実際に学校の判断で準備をしながら実施されているものもあります。これらの活動については、やはり当然必要なものですので、今後も感染状況等を勘案しながら、対策を取りながら継続していくようになるかと思っております。例えばクラス単位でやっていたものを班単位にしたりとか、十分に間隔を空けて話を聞いたりとかというふうな形の中で、3密を避けることが可能かどうかというところを判断をしながら、それぞれの学校ごとにやっていくというものについては引き続き継続されると思います。それ以外に例えば地域主導で行ってましたお祭りですとか、運動会だとか、いろんな地域行事への参加につきましては、例えばそれぞれの中学校ではなるべく出やすいように子供たちを促したり、時間調整をして子供たちが出るような

場面をつくったり、また小学校は例えば地域と一緒に運動会をやったりしておりますけれども、そちらについては、大半が今年度中止になっているというところで、そういうものにつきましても、やはり郷土愛の醸成という中では非常に大事な活動だと思います。子供たちが自分たちの住んでいる地域のお祭りを見て、大人たちがいろいろやってくれていることを、今度自分が大人になったときに一緒にやったりとか、子供たちに今度やってあげたいとかという気持ちを醸成するという中では、学校の活動ではないですけれども、やはり子供たちの郷土愛ですとか、地域愛を醸成する意味では非常に重要な位置づけにあると思います。

ただ、それはやはり地域の考え方でやっているものについては、地域のほうでやるとか、やらないかというふうな形で決めているものですから、地域がやると言えば今までどおりやはり参加する形は当然取るとは思いますけれども、そもそも中止されてしまうとなかなかその代替のイベント等があれば参加するんでしょうけども、難しいのかなというふうに思っておりますけれども、ただ学校としまして、そういうものがやられている以上は、やはり意義は当然強く持っていますので、子供たちの参加を促すということは今後も引き続きやっていくようになると思います。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今課長のおっしゃった郷土愛というのがどこで培われていくかというような、まず1つの要素は今の地域の行事だとか、歴史だとか学ぶ、地域の人と一緒にやるというのが多分そういうことになるんだろうというふうに思うんです。そういうところで、今の学校のカリキュラムに載っているものについては形を変えてやっていくというのはこれは非常にいいことなのですが、いわゆる俗に言う課外授業ですか、総合学科ですか、そんなようなところがほとんど、99%中止、延期ということになっていて。大事な郷土愛を培うような行事がほとんどなくなっていくというようなことが、ちょっとこれからの、これは短期間で済めばいいですが、1年、半年で済めばいいんですけど、多分今の新型コロナですと、新しい生活スタイルでということで長期間の対応になってくると思うんですが、そういう中で、そういうところがちょっと心配だなというふうに思うわけです。

2016年の、4年前ですか、第8回の国勢調査中で、全国でUターンの数が一番多かったのが新潟県だそうです。国勢調査の中では、Uターンした人の割合が多かったのが新潟県だそうです。そういうことで、そういう意味からも、Uターンをなぜするかというとやっぱり今の課長のおっしゃる、私も前に質問何回かしましたけど、郷土愛だと思うんですね。そういうところが小さいうちに培われたものがそういう形でUターンになってきているという現象を見ても、今がこういう中で、自分の住んでいる地域、それから人々の付き合いがないということになると、ちょっとその辺がね、心配なところがあるわけなんです。確かに学校だけの問題ではないんですが、でも、教育の中でやっぱり郷土愛だとか、人間の生きる力を学びなさいということになれば、何かそれをフォローするといいますが、教育委員会独自の何かをやるということも可能ではないかなというふうなこともちょっと考えたものですから、質疑したいと思うんですが、教育長、どうですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 委員さんおっしゃるとおりですね、地域の方々との関わりが薄くなるということは、学校教育の中で薄くなるということはとても大きな痛手だと思います。本当にそのとおりだと思うんですね。総合学習は、当然進められております。どういう形でのスタイルがいいかというのは、各学校で非常によく検討してもらっていますので、例えば不特定多数の方々が多数入ってきて、かつてやられていたような形の授業スタイルではなくて、数が少ない形の、限定した数での外部指導者から来ていただく中で、しかもある程度の距離を取りながらといったような、今のスタイル、新しい生活スタイルを取りながらの学習は進めておりますし、もう一つ、教員も外部に出ないで、郷土愛の授業なんてあまり芳しくないですね。できません。なのですが、教員が引率して行って、

そしてその中で学習できるような、そういうカリキュラムも開発しているところもあります。ぼつぼつ出始めています。そういったところも併用しながら、リスクをできるだけ減らした中での郷土愛育成というのは、これは欠かせませんので、進めていくことになるというふうに思っていますし、そういったことで私も進めていきたいというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 自分の地域をね、どうやって児童生徒さんが知るかという機会はほとんど現在はないわけですよね。家庭内のことは、それは今先ほどから言っている3密だとか、マスクだとか、手洗い等、そういう家庭内のものについてはいいんですが、一歩外に出ていわゆる世間というものほとんど今お付き合いがないという現状なんで、それがやっぱり長く続きますとね、果たして児童生徒の人間というものに対して相当影響があるんじゃないかなというふうに思うわけです。そこで、ちょっと調べました、さっき話した2016年の国勢調査の中では、Uターンが一番多いのは新潟県だということで非常に私は驚いたんですけどね、そんなに新潟県っていいのかなというふうに実は再認識をしたわけですけども、そういうものがやっぱり妙高市でも今人口、若者が出るという社会的現象の中でまたターンしてくると一つ一つのものがやっぱり今の環境がどう影響するかというと、ちょっと私自身憂慮したもんですから、私も、じゃどうすればいいかということはないんですが、でも、それは教育委員会としてやっぱりその辺のものは十分斟酌していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っていて、ちょっとお聞きしたんですが、実際学校の中のいろんなカリキュラムの中のものについては、形を変えてやっているというお話ですけども、そのほかのこともぜひ、例えば最近防災教育でも中学生が避難所にお手伝い行ったりして地域の皆さんとお話するとか、それから地方の祭りでもね、児童生徒がお手伝いをするとかという、その辺がちょっとないもんですから、ぜひ早く新型コロナが収束してもらいたいと思うんですが、その辺のサポートをぜひ教育委員会も頑張ってくださいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 7番目に対しまして、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようでしたら、次の調査項目に移ります。

暫時休憩いたします。

教育長。

○教育長（川上 晃） 先ほど岩崎委員さんの質疑で私勘違いしていたかもしれません。中学校区内でということですね。私、学校内で発生した場合は臨時休業をしながら、保健所等々の指導を仰ぎながらということの回答したので、すみません。申し訳ありませんでした。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時27分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

8番目の市税収入の現状と今後の見通しについてです。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 8番目の市税の関係でちょっとお尋ねをさせていただきます。

新型コロナウイルスの関係で個人消費等が激減、またさらにはですね、今日の新聞では戦後最悪の経済環境だというふうに言われております。御承知のとおり、コロナウイルスの影響というのは当分続くというふうに考える中で、当妙高市においても、観光、サービス業など、第3次産業においては非常に影響が大きいというのが現実だ

というふうに思っております。そんな中で、いわゆる地方税法一部改正された中で市税の納税猶予の関係なんですけども、今現在どのくらいの各税目ごとの申請件数出ているのか、そこら辺についてお尋ねをいたします。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） お答えいたします。

納税猶予の関係ですけども、7月末現在になりますが、申請許可件数につきましては35件、総額3602万2200円となっております。税目ごとに申し上げますと、個人市民税が76万9200円、法人市民税が111万8600円、固定資産税が3362万8700円、軽自動車税が6万1000円、入湯税が40万5700円、国民健康保険税が3万9000円という状況でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 固定資産税が非常に大きいというのは、これはやっぱり事業資産ということですが、その次に法人市民税が結構大きいというふうに思われます。それで、いわゆる法人の状況なんですけど、今は前年度の活動に対して、いわゆる確定申告が中心だと思うんですけども、法人市民税のいわゆる7月までのですね、申告の状況というのはどんな状況でしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 申告の状況まではちょっと確認できておりませんが、ただコロナの関係で通常3月決算期の方が5月、6月末に申告納付していただくのが、総会等が開けないという状況の中で、まだ申告もいただけない企業もあるのは確かでございます。それで、法人市民税の7月末現在の収入状況を申しますと、対前年度と比較しまして、6152万2000円減額という形になっております。減少しているという状況です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 対前年比でそれだけ落ちているというのは半分以下というような状況だと思うんですけども、いわゆるこれから納めて、例えば一番多いのが、3月末の決算期の法人が一番多い気がするんですけど、その人たちの法人の中間なり予定申告の納期というのは11月ですかね。そこまでまだ何か月もあるんですけども、いわゆる今現在の出ている予定申告というのは、例えば前年度の2分の1を納めるんじゃなくて、完全に中間決算して、半年間の会社の事業収益、それを基にして納めているのか、それとも、前年度の実績の2分の1納めているのか、どちらが多いのか、そこら辺はどんな状況でしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 中間納付の関係につきましては、前年度決算を踏まえた中で、2分の1を予定納付していただいている状況でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） これからまた新年度の予算組みも始まるわけなんですけども、例えば市民税の個人ですと、若干給与の収入とか、変動とかというのはあると思いますが、そんなに大きく変わらんだろうなと。それから、固定資産も償却資産については減価でだんだん落ちてきますけども、新たな設備投資があれば、そんなにプラスマイナスの中では大きく変動はないだろうというふうに思われます。ただ、一番変動が大きいのが法人の事業活動によっての法人税割かなというふうに思うんですけども、そこら辺見直し、令和3年度の予算を立てるに当たっての見直し、市税も含めてどのような状況か、そこら辺の考え方ちょっと、現状も含めてお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） お答えいたします。

市税の収入状況の現状のほうを最初にちょっとお話しさせていただきますと、今年度7月末現在、収入額が22億

2900万円、徴収率が47.9%、対前年同期と比較いたしまして、収入額で3100万円、徴収率で0.5ポイント減しております。それで、税目別ではですね、やはり法人市民税、入湯税、たばこ税の収入額が減少しております。そのほか徴収猶予制度による価額のほうもですね、税收減少の要因となっているのは現状でございます。そのような中で、今後の見通しなんですけども、先ほども申し上げましたけれども、法人企業のほうの決算がまだできていないというようなところで、コロナの収束が見えず、先の見通しが不透明な状況にあってですね、現時点では具体的な税收見通しを立てるといのはちょっと困難な部分あるんですけども、令和2年度においては、今後の市税全体の収入額はそれほど現状では落ち込んでいない状況ですけども、今後の企業収益ですとか、観光客の状況、それから消費の動向によってはさらに税收のほうは落ち込んでいくものと考えているところでございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる自主財源の確保という面ではですね、市民税とか、固定資産税、法人、非常にたばこ消費税も含めて大事な財源という形であるんですけども、そこら辺の中で、法人市民税についてはちょっとね、この先予測つかない部分というのは非常に税の確保という部分からは厳しい状況に置かれていくのかな。それと、もう一つはですね、いわゆる徴収率が今若干下がっているんですけども、これから先、滞納繰越のいわゆる数字が膨らまないようにする対策というのも重要だと思うんですが、そこら辺の取組というのはどのような形で取組を進めていくのか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） お答えいたします。

これまで徴収率のほうを確保するためにですね、私どもといたしましては、滞納件数ですとか、滞納繰越額を縮小していこうということで取り組んでまいりました。その結果、まだ決算のほうは認定いただいておりますが、5年連続して滞納件数、滞納繰越額というのは減ってきている状況でございます。今後もですね、このような形で滞納件数、滞納額のほうは縮小していきたいと思っているわけですが、なかなか今現状厳しい状況でございます。そのよう中でどのようにしていくかということでは、やはり新規滞納案件をつくらないということで、早期に解決に向けた納税催告ですとか、早めの電話催告等を行いながら、現年度分は現年度内に徴収するというような方針で取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 市税の減収というのは非常に大きいものがあるわけですが、ただ、今納めるほうもですね、国の制度もいろいろありますけども、非常に厳しい状況にあるということは間違いありませんね。特に第3次産業については当市においても非常に厳しい状況にあるということになると思います。今日の新聞にも出ていましたけども、赤倉の比較的大手のホテルが倒産をしたというような新聞も出ています。そんなような状況が、先ほどもお話ししましたが、新型コロナについてはこれからもこういう状態が続くだろうという予想は、皆さんされているわけなので、市税についての徴収、特に第3次産業の多い妙高市においては非常に厳しい状況だというふうに思います。

それで、ちょっと私5年か6年前に市税について提案をさせていただいたことがあるんですが、特に第3次産業の宿泊業の固定資産税の徴収について、課税方法を変更したらどうかという提案をしたことがあるわけです。というのは、今宿泊者については特に大きい宿泊施設ほど多分苦しいというふうに思うわけですね。建物に見合った宿泊料が上がらないというのが現状で非常に厳しいということなんでしょうけども、私そのときに提案したのは、稼働率に応じて固定資産税の免除、猶予をしたらどうかというちょっと提案をしたわけですが、というのは、例

えば1000人規模の宿泊業があったとして、こういう本人の努力以外に社会的現象でどうしても客が少ない。前のリーマンショックのときもそういう現象があったわけですよ。新型コロナについては、それ以上のものだということで、最近マスコミ等が報じられていますけども、そういうような状況の中で、本人の経営努力以外に社会的現象で稼働率が少なかった場合は、稼働率に応じて固定資産税の減免なり猶予をしたらどうかという提案をした経過が私あるんですが、その辺の、今回は国の制度で固定資産税の猶予という制度が出てきましたけども、国の制度はこれからずっと未来永劫続くわけじゃないんで、自治体としては固定資産税というのは重要な収入源ですね、税収の大きな柱ですので、その辺の問題からいって、そういう稼働率に応じて減免なり猶予ということは考えられないかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） お答えいたします。

今ほど御提案いただいたわけですけども、御提案の中にもお話ありましたけども、固定資産税については市税収入全体の56%から60%近くを占めているわけです。その中で市民サービスを行っている部分ですので、稼働率による税収というような形にした場合、増えるのか減るのかという部分はちょっと今推計しておりませんが、そうなった場合に当然市民サービス等にも影響が出てくるのかなというような形で考えているところでございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 稼働率100%のときはね。120%になったから、じゃ税率を上げるかということそんなことはないわけですよ、どうやってもね。ただ下がった場合、例えば今回だって妙高高原を中心とした宿泊業、恐らく10%か15%ぐらい、Go Toトラベルキャンペーンあっても、妙高市に宿泊したという成果あまり聞かないんですけども、多分稼働率が20%以下じゃないかなと思うんですが、それは今の話で、あくまでも新型コロナというね、こういう社会情勢の影響が恐らく本人努力以上に大きいのもあるんで、そういう場合はやっぱりある程度市政としても制度をつくってもいいんじゃないかなというふうに思います。もちろん今課長おっしゃったね、それは市民生活に大きな影響、市税の60%が固定資産税と考えればそうですけども、ただそれによって今回みたいに倒産だとかという現象が大きいわけです。倒産すれば、私が住んでいる妙高にもありますけども、倒産したら何にも、ゼロですよ。そういうようにならないようにするにしても、多少そういうことも考えて、特徴を持った課税制度をつくってもいいんじゃないかというふうに思うわけですが、再度いかがですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） 今回のコロナに関しての税制上の国の措置につきましては、今年度分は徴収猶予ということになりますし、令和3年度に限っては、固定資産税の事業用資産の家屋、それから償却資産の減免と、前年度の売上げが減少したところに対しては措置が取られるわけです。宿泊業者さん等の事業継続を図っていくためには、今年度と来年度の取りあえずは税制措置を使ってですね、事業継続のほうを図っていただきたいと思っております。ただ、今後の固定資産税の計算、算出方法につきましては、やっぱり国で決まっておりますし、課税標準額の何%というような形で来ておりますので、そのような中で、厳しいところにはどうやって対応していくかというのは、ちょっと今後検討できるかどうか分かんないんですけども、今急に聞いた話ばかりですので、その辺のことはちょっとお答えできないような状況でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ちょっと今のところ思い出せないんですが、ある自治体でそういう制度を取っているところもあるということなんです。それで、ある雑誌に出ていましたので、ちょっとそれ思い出したもんですから、そういう制度もやはり妙高市のよさという中の一つであるような要素になり得るのかなというふうに思うので、ちょっ

と提案をさせていただきました。

以上です。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようでしたら、8番目は終了いたします。

以上で通告のありました所管事務調査が全て終了いたしました。

所管事務調査の報告につきましては、調査結果報告書を議長に提出いたします。その後、9月に行われる第6回定例会本会議初日に閉会中における委員会調査報告として報告書の写しが配付されます。

なお、報告書につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

コロナ禍によって私たちの生活は一変しました。日頃の平凡な生活がかげがえのないものだったことを改めて痛感しております。一日も早いコロナの終息を願い、今回の所管事務調査を終わります。

執行部の方々におかれましては、9月議会前の貴重な時間をいただき、大変ありがとうございました。

これにて所管事務調査を終わります。

○委員長（八木清美） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了いたしました。

これもちまして総務文教委員会を散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後3時46分